



## 「一日農政局in上島町」 ～岩城島を中心とした農業・農村振興～



一日農政局の様子

その後の意見交換では、島外からIターンで新規就農された方より「新規就農にあたり農地の確保に苦労した。農地を紹介してくれる窓口があればいい」、「就農者のための住宅を確保してほしい」等、また、受け入れる側より「就農希望者は多いが島への定住が見込める者は少ない」、「給付金は本気で農業をする新規就農者へ支払うべき」、さらに、流通・加工の立場より「岩城産としてのブランド化が必要」、「良いものと売れるものとは違う。いかに売れるものをつくるかが大事」などの幅広い意見が出されました。

中国四国農政局は8月5日、上島町岩城島において、岩城島を中心とした農業・農村振興をテーマとして「一日農政局in上島町」を開催しました。

当日は、農業者、加工業者、愛媛県、上島町、J A、農政局等、傍聴を含め約30名が出席し、「農業生産基盤の強化に向けて」、「農産物の高付加価値化と地域の活力向上に向けて」の2部に分けて意見交換を行いました。

意見交換に先立ち、上島町より「耕作放棄地面積率は県内ワーストワンであり、この原因は農産物価格の低迷、農家の高齢化、後継者不足並びに鳥獣被害の増加」など、上島町の農業の現状と課題についての報告がありました。



意見を発表する参加者



岩城島果樹園地から望む瀬戸内海

最後に月山局次長が、「ブランド化の確立については地理的表示保護制度も活用しながら推進していただきたい。上島町は離島ではあるが、船便が多く手軽に来られることを前面に出せば、さらに人を呼ぶことができるのではないかと。この一日農政局を契機に、局としても県、町と連携して意欲ある取組を支援していきたい」と締め括り、閉会しました。

## ○ 地理的表示法（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律）が成立しました。

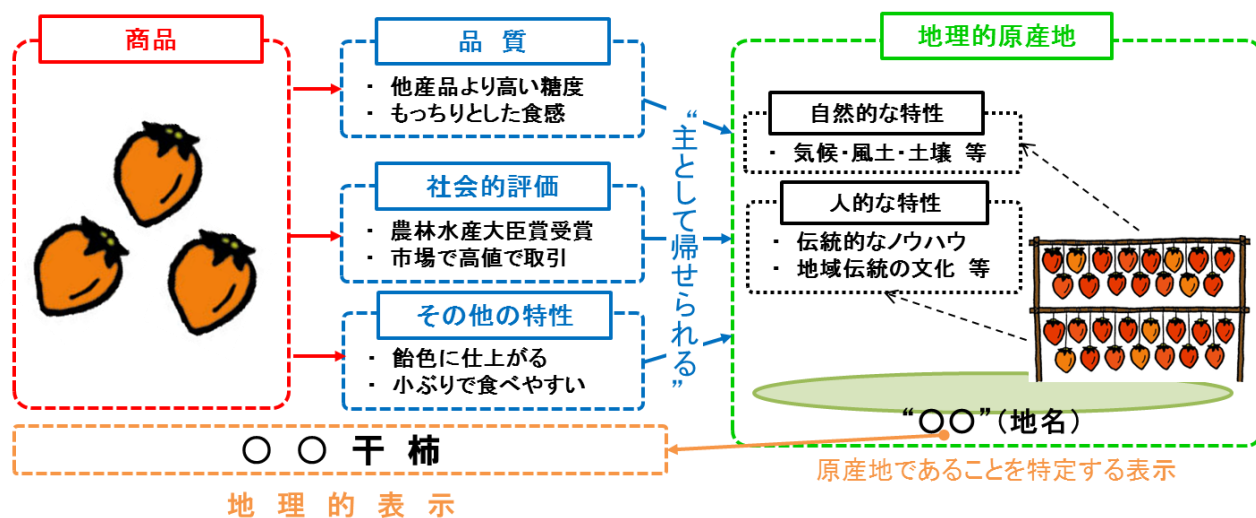
平成26年6月18日に「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）」が成立しました（公布：6月25日）。

### 地理的表示保護制度とは

地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称（地理的表示）が付されているものについて、その地理的表示を知的財産として国に登録することができる制度です。

地理的表示のイメージ

～ ○○干柿（※架空の農産物）を例に ～



詳しくは、農林水産省ホームページをご覧ください [http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sosyutu/GI/chiri\\_teki\\_hyouji\\_hou.html](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sosyutu/GI/chiri_teki_hyouji_hou.html)

担い手経営安定法の改正に伴い、27年産から

## 経営所得安定対策が変わります！

### 【畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の注意内容】

平成27年産から畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の交付対象者が変わります。引き続き、**畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）**に加入するためには、**平成27年6月末の加入申請時までに認定農業者、集落営農、認定新規就農者になる必要**があります（いずれも規模要件は課しません）。

### 【米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の注意内容】

「ナラシ移行のための円滑化対策」は平成26年産限りで終了します。

**米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）**に加入するためには、**平成27年6月末の加入申請時までに認定農業者、集落営農、認定新規就農者になる必要**があります（いずれも規模要件は課しません）。